

全動薬協会報

No.368

一般
社団法人 全国動物薬品器材協会

2024年7月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

目次	
○第55回総会、都道府県会長・会員合同会議、第2回理事会等を開催	1
○農林水産省等からのお知らせ（2024年5月08日～2024年7月5日）	
・薬事関係（3件）	
動物用医薬品及び医薬品の飼養の規制に関する省令改正（マルボフロキサシン）	6
動物用医薬品及び医薬品の飼養の規制に関する省令改正（クエン酸モサプリド）	7
動物用医薬品等取締規則の一部改正（ロピニロール塩酸塩）	7
・家畜衛生関係（3件）	
豚熱の発生予防及びまん延防止対策の徹底について	8
佐賀県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について	8
家畜衛生ポスターデザインコンテストの実施について（アフリカ豚熱感染防止）	10
・その他（1件）	
「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について	12
○農林水産省等の報告・統計から	
・令和5年漁業・養殖業生産統計（令和6年5月31日公表）	13
・2023年～2024年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る 疫学調査報告書（令和6年7月3日）	15
・畜産統計（令和6年2月1日現在）（令和6年7月9日公表）	15
○事務局だより	
・養殖衛生管理技術者養成選択（基礎）コース研修の受講申請	17
・協会ホームページの新規公開・新「会員名簿」のホームページ掲載、研修動画の公開	17
・「動薬手帳2025」の事前案内（別添資料）	17
○図書等案内	19
○連載 世界の中の日本5「日本で鳥インフルの牛からヒトへの感染は杞憂か」（別刷）	

☆第55回総会等

○第55回総会・都道府県協会会長・会員合同会議、
第2回理事会等を開催

— 小田島隆理事長勇退、新たに相原夏実理事
長 —

令和6年5月23日（木）、ホテルアジュール竹芝
（東京）で、都道府県協会会長・会員合同会議、



第55回総会、第2回理事会、記念講話及び懇親会を開催しました。今年度は役員改選があり、4期8年にわたり協会をリードされた小田島隆理事長のほか、今西博副理事長、矢川健治郎監事が退任され、新役員を選任し、相原夏実理事長はじめ新体制が決まりました。(開催場所は昨年度から変更)

○都道府県協会会長・会員合同会議

県協会会長及び会員あわせて60名が参加。小田島理事長が、今回退任するとの挨拶に続き農林水産省食品・安全局畜産安全管理課中島奈緒課長補佐から「動物薬をめぐる最近の動向」、出口亨係長から、「飼養衛生管理支援システムの構築」(電子紫綬書等投薬関係)について、それぞれ話題提供がありました。



続いて、事務局から、報告・説明をしました。まずは、「ブロック専門員会推進費及びブロック活動費」を7月に同時交付すること、続いて、協会の取組として、①各ブロックでの専門委員会(6～8月)、中央専門委員会(9月19日予定)、②動物用医薬品等販売員等認定研修事業(新規認定研修会)は11月6(水)・7日(木)に東京(御茶ノ水ソラシティ)で開催、昨年からはじめた参加者の懇親会を第1日目の夕刻に開催予定、③例年通り12月初旬に動薬手帳の発行等を報告しました。

あわせて、昨年度からJRA畜産振興事業「畜産用動物薬等の安定供給対策・研修強化事業」を実施しており、「安定供給」に関する調査と結果の活用、研修会の講義ビデオ放映、研修・認定の見直し、あらたな研修・認定制度の構築を

進める、協会ホームページを3月末に新たに公開したこと等を説明しました。

○第55回総会

御来賓、会員、賛助会員あわせて90名が出席し開催しました。

〈小田島隆理事長 挨拶〉

「当協会では、JRA助成事業を活用し、安定供給と研修強化に取り組んでいます。安定供給面では、原料供給問題やグローバル化で、支障を来す場面もあり、メーカーと一緒に理解してもらわなければならないことになっています。また、研修強化については、新規認定研修の他に既認定研修を5年に一度開催していますが、販売員の資質向上を図れるように改革していかなければならない時が来ています。」



〈来賓挨拶〉

農林水産省消費・安全局畜産安全管理課 飼料安全・薬事室 古川明室長

「畜産では、飼料、燃料資材の高騰で経営に大きな影響があり、動物用医薬品でも円安等によって混乱を生じています。昨年夏に九州佐賀で発生した豚熱のワクチン供給では、業界全体で取り組んでいただきました。今、国会では、食料・農業・農村基本法改正等の議論があり、食料の安定供給、伝染性疾病から守ること等が取り上げられています。今後とも、感染症対策の取組や医薬品の供給の安定に努めて下さい。」



（公社）日本動物用医薬品協会 池田理事長

「製造サイドとして、動物薬等製造販売流通にご尽力ご協力頂いています。製造流通面では、原料高騰、光熱費、人件費の上昇の影響があり、販売でも燃料の高騰もあり厳しく、畜産経営は飼料価格高騰等大変な状況です。

今年度は鳥インフルエンザの発生は少ないですが、様々な疾病の脅威にさらされています。農林水産省では食料・農業・農村基本法の改正等が進められており、食料の安定供給のための特定資材として、動物用医薬品が肥料や飼料とともに、その重要性が認識されています。」



クレコンリサーチ&コンサルティング(株)

特品事業部 吉野 修部長

「販売各社には調査協力頂きクレコンレポートを発行しており、来年で70周年を迎えます。最近の動物用医薬品等販売会社の総売上げを見ると、直近1年

（令和5年4月から6年3月）では、前年同期比＋3.5%。ワクチンでは1%で推移。4月だけみると＋5.2%、ワクチンんは＋2.7%で好調に推移しています。」



〈議 事〉

松田議長

来賓ご挨拶の後、議長に宮崎県動物薬品器材協会の松田怜士会長を選出し、議事に入り、令和5年度決算、令和6年度会費及び賛助会



費、役員選任を可決し、その後、令和5年度事業報告書、令和6年の事業計画及び収支予算の報告が行われました。

令和6年度の事業計画書では、JRA畜産振興事業を活用し、研修の強化、販売員認定を見直し登録・更新の厳格化、ホームページ開設等に取り組むこととしています。

総会議事終了。

○令和6年度第2回理事会（新理事による：別室）

相原夏実新理事長

理事会の決議によって理事長はじめ役職理事の選定、専門委員会委員の承認が行われました。（P.4～5参照）



○感謝状贈呈・退任役員の挨拶

相原夏実新理事長から小田島隆前理事長、今西博前副理事長、矢川健治郎前監事に感謝状を贈呈し、各氏からから退任に際しての挨拶がありました。



小田島隆前理事長「理事2年、副理事長、そして理事長8年を務めました。協会にとっても、これから変革の時期、さらなる協会の発展を願います。」

今西博前副理事長「長年勤めてきた副理事長、水産薬専門委員会委員長を退き、今後は、近畿・中国・四国ブロック長で、引き続き業界のために頑張ります。」



矢川健治郎前監事「45年この業界一筋で、協会関係では専門委員会委員、県会長、理事、副理事長、監事と通算で28年間になります。国では畜産振興にとっても不可欠な業界産業との認識で心強く思い、動物との関わる持続可能な産業であります。」

○記念講話

「獣医師の医薬品使用に係る規制と適正使用及び流通販売時の課題」

公益社団法人日本獣医師会 専務理事

境 政人 氏

講話は以下の内容でした。

1 獣医師の医薬品使用における裁量

「獣医師は、自らの裁量により、動物用として見承認の人用医薬品、輸入医薬品、化学物質を動物診療に使用



できる」この見解は正しいか？

2 獣医師の医薬品使用に係る法的規制

3 獣医師の動物用医薬品等の個人輸入

4 獣医師の調剤

5 指示書または処方箋の交付

6 麻薬の取扱い

7 未承認動物用医薬品等の臨床研究

8 愛玩動物獣医療における薬物耐性（AMR）対策

9 日本獣医師会における新たな取組

広告制限の見直しと専門獣医師制度の構築、
「かかりつけ病院」による地域包括ケア活動
構想、獣医療における遠隔診療の取組

一般社団法人 全国動物薬品器材協会 役員名簿

役 職	氏 名	社 名	都道府県名
理 事 長	相原 夏実	株式会社アスコ	愛 知 県
副理事長	一柳 吉孝	MPアグロ株式会社	北 海 道
同	市野沢信成	森久保薬品株式会社	神奈川県
同	辻 眞樹	裕和薬品株式会社	大 阪 府
専務理事	塩田 忠	事務局	
常務理事	松田 怜士	松田商事株式会社	宮 崎 県
理 事	戸羽 進	小田島商事株式会社	岩 手 県
同	渡辺 啓二	MPアグロ株式会社	岩 手 県
同	小川 泰男	株式会社共立商会	東 京 都
同	廣田 雅也	株式会社アスコ	埼 玉 県
同	鈴木 政博	同和化学株式会社	愛 知 県
同	松田 康弘	松田医薬品株式会社	高 知 県
同	帯刀 伯治	株式会社サン・ダイコー	福 岡 県
監 事	矢野 信雄	(前)森久保CAメディカル株式会社	
同	青木 博史	日本獣医生命科学大学	

(退任) 小田島 隆 (前理事長)、今西 博 (前副理事長)、矢川健治郎 (前監事)

専門委員会専門委員名簿

(任期 令和6年6月1日から令和8年5月31日までの2年間)

下記の備考の欄の＊は再選

委員会名	ブロック名	都道府県名	氏 名	社 名	備 考
流通問題	北海道	北海道	一柳 吉孝	MPアグロ(株)	副委員長
	東 北	岩手県	渡辺 啓二	MPアグロ(株)	＊
	関東甲信越	東京都	小川 泰男	(株)共立商会	
	中 部	愛知県	相原 夏実	(株)アスコ	委員長 ＊
	近畿中国四国	大阪府	辻 眞樹	裕和薬品(株)	＊
	九 州	宮崎県	松田 怜士	松田商事(株)	＊
	畜産薬委員長		市野沢信成	森久保薬品(株)	副委員長 ＊
	小動物薬委員長		辻 眞樹	裕和薬品(株)	(重複)
	水産薬委員長		帯刀 伯治	(株)サンダイコー	
畜産薬	理 事		市野沢信成	森久保薬品(株)	委員長 ＊
	北海道	北海道	成田 好人	MPアグロ(株)	
	東 北	岩手県	戸羽 進	小田島商事(株)	副委員長 ＊
	関東甲信越	千 葉	堀 憲三郎	森久保薬品(株)	
	中 部	三重県	小川 尚久	和広薬品(株)	＊
	近畿中国 四国	広島県	海地 義之	(株)アスコ	
	九 州	熊本県	田中 譲二	富田薬品(株)	
小動物薬	理 事		辻 眞樹	裕和薬品(株)	委員長
	北海道	北海道	大橋 有希	小田島商事(株)	＊
	東 北	宮城県	遊佐 善彦	(株)アスコ	副委員長 ＊
	関東甲信越	神奈川	中込 直人	森久保CAメディカル(株)	
	中 部	愛知県	赤坂 正章	中北薬品(株)	
	近畿中国 四国	大阪府	荒木 真	裕和薬品(株)	
	九 州	福岡県	梶 博之	MPアグロ(株)	
水産薬	理 事		帯刀 伯治	(株)サン・ダイコー	委員長
	近畿中国 四国	愛媛県	今見 誠二	MPアグロ(株)	
		高知県	松田 憲明	松田医薬品(株)	副委員長 ＊
	九 州	大分県	霧村誠一郎	(株)サン・ダイコー	
		鹿児島県	川島 誠	富田薬品(株)	

注：流通問題委員は理事から選出。

注：畜産・小動物・水産の委員長は理事から選出。

第55回通常総会等スケジュール

日時：令和6年5月23日(木)

場所：ベイサイドホテルアジュール竹芝

東京都港区海岸1-11-2 TEL:03-3437-2011

都道府県協会会長・会員合同会議 13:00～14:10

○理事長挨拶

○農林水産省 消費・安全局 畜水産安全管
理課担当者 動物薬事の説明

○事務局 事業説明・連絡事項 意見交換

第55回通常総会

14:30～16:00

○開会の辞

○理事長挨拶

○来賓挨拶

○議長選出

○議 事

1 議決事項

第1号議案 令和4年度決算の件

第2号議案 令和5年度会費及び賛助
会費の件

第3号議案 定期役員選任の件

2 報告事項

(1) 令和5年度事業報告について

(2) 令和5年度公益目的支出計画実施報
告について

＜監査報告＞

(3) 令和5年度事業計画及び収支予算に
ついて

○閉会の辞

暫時休憩（4役・専門委員）

第2回理事会（新理事・監事）

第2回理事会結果報告（新4役）

感謝状贈呈（小田島前理事長、今西前副理事
長、矢川前監事）

新旧挨拶

講 話

「獣医師の医薬品使用に係る規制と適正使用
及び流通販売時の課題」 16:10～17:00

講師：公益社団法人日本獣医師会専務理事

境 政人 様

＜休 憩＞

懇 親 会 「飛鳥」の間



第55回通常総会の会場「ベイサイドホテルアジュール竹芝」からの夜景眺望

事務連絡
令和6年5月30日

○農林水産省等からのお知らせ
☆☆薬事関係

事務連絡
令和6年5月8日

一般社団法人全国動物薬品器材協会御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第29号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

「マルボフロキサシンを有効成分とする注射剤（前項に掲げるものを除く。）」の使用者が遵守すべき基準について、「動物用医薬品使用対象動物」に「豚」を加え、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日

令和6年5月8日

3 参考

今回の改正に係る製剤は以下のとおりです。
販売名：フォーシルS（明治アニマルヘルス株式会社）

◇ ◇ ◇

一般社団法人全国動物薬品器材協会御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第31号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

「クエン酸モサブリドを有効成分とする強制経口投与剤」の使用者が遵守すべき基準について、「動物用医薬品使用対象動物」に「牛」を加え、「用法及び用量」及び「使用禁止期間」を設定。

2 施行期日

令和6年5月30日

3 参考

今回の改正に係る製剤は以下のとおりです。
販売名：牛用プロナミド散2%（物産アニマルヘルス株式会社）

◇ ◇ ◇

事務連絡
令和6年6月19日

一般社団法人全国動物薬品器材協会御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

☆☆ 家畜衛生関係

6消安第1500号
令和6年5月28日

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する 省令の制定について

農林水産省消費・安全局
動物衛生課長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第49条第1項の規定に基づき、動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令（令和6年農林水産省令第37号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

犬の嘔吐誘発に使用されるロピニロール塩酸塩を有効成分とする点眼剤の製造販売が承認されることに伴い、当該製剤を要指示医薬品に指定する。

また、既存製剤のうち、生物学的製剤のうちワクチンについては、製剤である外用剤であっても、その使用に当たって獣医師等の専門的な知識と技術を必要とすることから、要指示医薬品であることを明確化する。

2 施行期日

公布の日（令和6年6月19日）

3 参考

今般承認される動物用医薬品（ロピニロール塩酸塩を有効成分とする点眼剤）の概要は以下のとおりです。

販売名：クレボル(物産アニマルヘルス株式会社)

効能又は効果：犬の嘔吐誘発

◇ ◇ ◇

豚熱の発生予防及びまん延防止対策の徹底 について

豚熱の防疫対策の徹底については、「豚熱の発生状況を踏まえた防疫対策の徹底について」

（令和5年10月19日付け5消安第4258号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）等により、豚等飼養農場に対する御指導をお願いしているところです。

豚熱については、5月26日に栃木県の養豚場で、本日に岩手県の養豚場で、相次いで発生が確認されました。

両事例には今のところ疫学的関連性は確認されていないものの、現在、野生イノシシの活動が活発化する時期となっており、これによる豚熱ウイルスの拡散が懸念されます。近隣で野生イノシシの感染が確認されていない地域であっても、農場における飼養衛生管理の徹底及び適切なワクチン接種により、その発生防止を図ることが何よりも重要です。

以上を踏まえ、貴職におかれましては、豚等飼養農場、獣医師をはじめとする養豚関係者に対し、特に下記の点について御指導方よろしくをお願いします。

記

1 人、車両、物等の農場への出入り時の消毒や野生動物の侵入防止対策の実施など、豚等飼養農場におけるウイルス侵入防止対策について再点検するとともに、その強化を徹底すること。

2 豚熱ワクチンについては、ワクチンのみで

豚熱の感染を防ぐことはできないことを十分に認識し、適切な飼養管理を徹底した上で、適時・適切な接種を行うこと。

- 3 家畜保健衛生所への通報の遅れは他の農場へのまん延リスクを高めることになることを改めて認識し、豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状を認めた場合における速やかな家畜保健衛生所への連絡を徹底すること。

特に、一般的な慢性疾患を疑って連絡が遅れる事例がみられていることから、飼養豚群において通常と異なる死亡の増加又は継続等の状況を認めた場合には、一般的な慢性疾患を疑う場合であっても、まずは豚熱及びアフリカ豚熱の可能性を疑い、家畜保健衛生所に相談すること。

◇ ◇ ◇

6消安第1699号
令和6年6月7日

農林水産省消費・安全局長

佐賀県の野生いのししにおける豚熱感染確認に伴う豚熱対策の強化・徹底について

今般、貴県唐津市で捕獲された野生いのししにおいて、九州初となる野生いのししでの豚熱感染が確認されました。野生いのししでの豚熱の感染により、豚熱発生のリスクがこれまでになく高まっています。

このことを受け、別紙のとおり、農林水産大臣から豚熱対策の強化・徹底を求めるメッセージ（以下「大臣メッセージ」という。）が公表されたところです。リスクが高まる中で豚熱のまん延を防止するためには、生産者をはじめとする養豚業に携わる関係者と県、市町村などの行政関係者の皆様が、一体となってこの危機感

を共有し、的確な防疫対策に取り組むことが極めて重要です。

御承知のとおり、九州は、我が国の豚の約3分の1が飼養される一大養豚産地であり、野生いのししでの豚熱の感染拡大阻止は極めて重要であることから、貴県での今後の対策の強化は、貴県のみならず九州全域の豚熱対策にとって極めて重要です。

今回の野生いのししでの感染確認は、野生いのししの豚熱サーベイランスが強化されている中、他では感染が確認されていない状況下におけるものであるため、現時点では感染範囲は限定されている可能性が高いと考えられています。

野生いのししでの感染拡大を防ぐには初動対応が極めて重要であり、感染を封じ込めるため、最大限の取組をお願いします。

このため、大臣メッセージに基づく強い緊張感を持って、関係者が一体となり、捕獲の強化や経口ワクチンの散布等、貴県における迅速かつ的確な野生いのししに対する防疫措置の実行をお願いします。

下記のとおり、大臣メッセージにおいて示されている各対策について、具体的に取り組むべき内容（以下「具体的取組」という。）を示しますので、貴県においてはこれに的確に対応するとともに、市町村、関係団体等に、大臣メッセージ及び具体的取組を周知し、豚熱のまん延防止について万全を期すようお願いします。

記

1 野生いのししのサーベイランス及び捕獲について

これまでも、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）等に基づき、野生いのししにおける豚熱ウイルスの浸潤状況調査（以下「サーベイランス」という。）を実施していただいているところですが、野生いのししにおける豚熱の発生状況を正確に把握するために、サーベ

ランスの強化・徹底が重要です。

このため、本年6月から9月までをサーベイランス強化期間として定めることとし、この間、毎月60頭（95パーセントの信頼度で母集団の5パーセントの本病の浸潤状況を安定的に確認することができる頭数）以上を目標として、豚熱の抗原検査及び血清抗体検査を実施し、陽性が疑われる結果が得られた場合は速やかに農林水産省消費・安全局動物衛生課まで御報告いただきますようお願いいたします。なお、豚熱の検査とともに、アフリカ豚熱ウイルスの遺伝子検出検査も併せて実施いただきますようお願いいたします。

また、野生いのししにおける感染をこれ以上広げないため、発生区域を中心に、野生いのししの捕獲の強化をお願いします。

2 経口ワクチンの散布について

野生いのししにおける感染拡大を抑えるためには、経口ワクチン散布推奨地域に指定し、経口ワクチンの散布による野生いのししへの抗体付与を進めることとなります。今回の豚熱感染事例を踏まえ、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（令和2年7月1日農林水産大臣公表）第24による専門家の検討を行い、農林水産省豚熱アフリカ豚熱対策本部（令和6年6月7日開催）により、貴県を豚熱経口ワクチンの散布を推奨する地域とすることが決定しました。

貴県におかれましては、速やかに経口ワクチンの散布準備を進めていただくとともに、特に陽性が確認された地域については、緊急的な散布を実施するようお願いします。

3 飼養衛生管理の徹底について

九州において豚熱の感染拡大リスクがこれまでになく高まっている状況を踏まえ、生産現場と危機感を共有し、農場において次の事項を徹底するよう、関係者への御指導をお願いします。

(1) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者は、農

場における飼養衛生管理を再点検し、特に以下の点について、従業員や農場を訪問する事業者等も含めて徹底すること。

①家畜の飼養管理に必要な人、車両等の出入りの制限

②出入りする必要がある場合には、衣服及び長靴の交換、手指消毒、車両及び物品の消毒等の衛生管理

③野生動物の侵入防止対策の実施状況を定期的に点検し、不備があれば速やかに改善

(2) 万が一の発生に備えた埋却地等を確保し、その実効性を改めて点検すること。

(3) ワクチン接種のみで豚熱の感染を防止することが困難であることを十分に認識し、飼養衛生管理を徹底した上で、適時・適切にワクチン接種を行うこと。

(4) 豚等の所有者及び飼養衛生管理者、管理獣医師等は、日頃から飼養豚群の健康状態を的確に把握し、豚熱等の特定症状のほか、通常と異なる死亡の増加等を認めた場合には、速やかに家畜保健衛生所へ連絡すること。

◇ ◇ ◇

6消安第1993号
令和6年7月2日

一般社団法人全国動物薬品器材協会 殿

農林水産省消費・安全局長

令和6年度家畜衛生ポスターデザインコンテストの実施について

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

家畜伝染病は、海外から持ち込まれる畜産物、旅行客の靴底及び野生動物等を介して我が国に侵入し、家畜に感染する場合もあることから、家畜伝染病対策については、畜産関係者の

みならず、幅広く国民の協力が必要です。このため、農林水産省では、家畜伝染病及び家畜伝染病対策を広く国民に周知し、理解醸成に資することを目的として、令和6年度家畜衛生ポスターデザインコンテストを別添実施要領により

実施することとしたところです。受賞作品については、農林水産省が作成するポスターデザインとして採用し、家畜衛生対策推進に努める企業・団体等が使用できるものとしますので、周知等御協力をお願いします。



かちくえいせい 令和6年度 家畜衛生 ポスターデザインコンテスト だいぼしゅう 大募集



テーマ アフリカ豚熱感染防止

ぶたねつ かんせんぼうし

こくないがい かんこうきゃくとう お ぶたねつ かんせんぼうし きょうりよくいしき たか ぼしゅう
国内外からの観光客等に向けた、アフリカ豚熱感染防止への協力意識を高めるデザインのポスターを募集します

ぶたねつ
アフリカ豚熱とは

イノシシや豚が感染する感染率や死亡率が高い病気です。
特にイノシシへの感染は、豚への感染源となるため、
みんなで対策をしていく必要があります。

<対策例>

- ・イノシシの呼びよせや病気への感染を防止するため、野山にごみを捨てない
- ・靴によるウイルス拡散を防ぐために登山靴の土は下山の前に落とす
- ・豚が飼われている施設へは近づかない

※イノシシの保護を目的とするポスターではありません。

 応募資格
制限なし

 募集期間
令和6年7月16日 火 ~ 9月30日 月

 賞
農林水産大臣賞
中央畜産会長賞、大日本猟友会長賞、日本獣医師会長賞、日本養豚協会会長賞 他

☀️ 詳しい募集要項はこちらをご覧ください
https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/eisei_poster.html

☀️ お問い合わせ先 農林水産省動物衛生課 TEL: 03-3502-8111 (内線4583)
E-mail: eisei_poster@maff.go.jp

※このチラシは審査員の一人である「みふね たかし先生 (いらすとや)」のイラスト素材を使用しています

農林水産省



◇ ◇ ◇
☆☆ その他

事務連絡
令和6年6月20日

倉庫業・貨物利用運送事業関係団体 各位

国土交通省物流・自動車局
貨物流通事業課貨物流通経営戦略室

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への対応について

転嫁対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の物価上昇を乗り越える構造的な賃上げを実現するためには、特に我が国の雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが重要ですが、その一環として、昨年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「本指針」という。）が策定されています。

「倉庫業」及び「運輸に附帯するサービス業（貨物利用運送事業を含む）」においては、公正取引委員会の「令和5年度独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に係るコスト上昇分の価格転嫁円滑化の取組に関する特別調査」にて、道路貨物運送業が価格転嫁できていない発注者として挙げられたことを受け、本指針策定以降、道路貨物運送業からの価格転嫁を円滑に進める目的で、国土交通省から貴会宛に、同年12月27日付事務連絡や令和6年1月15日のオンライン説明会等により周知依頼をし、ご対応いただいているところと認識しておりますが、その上で、サプライチェーン全体で労務費等のコスト上昇分の円滑な価格転嫁を推進するためには、道路貨物運送業からの価格転嫁のみならず、倉庫業

及び貨物利用運送事業から荷主に対する価格転嫁が進むことも重要であり、荷主の協力も欠かせません。

このため、貴会におかれては、会員事業者等に対し、取引にあたり、本指針に記載された以下の項目を踏まえて適切に対応するよう、改めての周知をお願いいたします。

また、国土交通省では、令和6年4月15日付で倉庫事業者・貨物利用運送事業者向けの相談窓口を設置しました。価格転嫁をはじめ、幅広いご相談を受け付けておりますので、ご活用ください。

【受注者として荷主に対し採るべき行動／求められる行動】

- ・労務費上昇分の価格転嫁の交渉の仕方について、国・地方公共団体の相談窓口、中小企業の支援機関（全国の商工会議所・商工会等）の相談窓口などに相談するなどして積極的に情報を収集して交渉に臨むこと。
- ・発注者との価格交渉において使用する労務費の上昇傾向を示す根拠資料としては、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率、トラック運送業の標準的な運賃などの公表資料を用いること。
- ・労務費上昇分の価格転嫁の交渉は、業界の慣行に応じて1年に1回や半年に1回などの定期的に行われる発注者との価格交渉のタイミング、業界の定期的な価格交渉の時期など受注者が価格交渉を申し出やすいタイミング、発注者の業務の繁忙期など受注者の交渉力が比較的優位なタイミングなどの機会を活用して行うこと。
- ・発注者から価格を提示されるのを待たずに受注者側からも希望する価格を発注者に提示すること。発注者に提示する価格の設定においては、自社の労務費だけでなく、自社の発注先やその先の取引先における労務費も考慮すること。

【発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動】

- ・定期的にコミュニケーションをとること。
- ・価格交渉の記録を作成し、発注者と受注者と双方で保管すること。

なお、本事務連絡については荷主団体へも周知を依頼しております。

【参考URL】

労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針（令和5年11月29日 内閣官房、公正取引委員会）

<https://www.iftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/romuhitenka.html>

国土交通省報道発表資料「倉庫事業者・貨物利用運送事業者向け相談窓口の設置について」

（令和6年4月15日）

https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu01_hh_000772.html

○農林水産省等の報告・統計から

* 令和5年漁業・養殖業生産統計

（令和6年5月31日公表）

令和5年の漁業・養殖業の生産量は372万4,300tで、前年に比べて192,700t（4.9％）減少しました。

- 1 海面漁業の漁獲量は282万3,400tで、まいわし等で増加したものの、さば類、かつお等で減少したことから、前年に比べて12万7,600t（4.3％）減少しました。
- 2 海面養殖業の収穫量は84万9,000tで、のり類、ほたてがい等が減少したことから、前年に比べて6万2,800t（6.9％）減少しました。
- 3 内水面漁業・養殖業の生産量は5万1,864tで、しじみの漁獲量が増加したものの、さけ・ます類の漁獲量、うなぎの収穫量が減少したことから、前年に比べて2,251t（4.2％）減少しました。

◎累年データ

1 生産量の推移

単位：千t

年 次	合計	海 面						内 水 面		
		計	漁 業				養 殖 業	計	漁 業	養 殖 業
			小 計	遠 洋	沖 合	沿 岸				
平成 26 年	4,766	4,701	3,713	369	2,246	1,098	988	64	31	34
27	4,631	4,561	3,492	358	2,053	1,081	1,069	69	33	36
28	4,368	4,305	3,273	334	1,945	994	1,033	63	28	35
29	4,306	4,244	3,258	314	2,052	893	986	62	25	37
30	4,427	4,371	3,366	349	2,048	969	1,005	57	27	30
令和 元	4,204	4,151	3,235	329	1,977	930	915	53	22	31
2	4,236	4,185	3,215	298	2,046	871	970	51	22	29
3	4,158	4,106	3,179	279	1,963	937	927	52	19	33
4	3,917	3,863	2,951	262	1,804	886	912	54	23	32
5（概数）	3,724	3,672	2,823	202	1,777	844	849	52	22	30

資料：農林水産省統計部「漁業・養殖業生産統計」（以下2において同じ。）

注：海面漁業における「遠洋」、「沖合」及び「沿岸」の内訳は、下記URLの用語の解説を参照。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/#11a

2 海面漁業主要魚種別の漁獲量の推移

単位：千 t

年次	まいわし	さば類	ほたてがい	かつお	すけとうだら	かたくちいわし	ぶり類	まあじ	さけ類	まだら	するめいか	さんま
平成 26 年	196	482	359	253	195	248	125	146	147	57	173	229
27	311	530	234	248	180	169	123	152	136	50	129	116
28	382	507	214	228	134	171	108	125	96	44	70	114
29	498	519	236	219	129	146	120	145	69	44	64	84
30	524	545	305	248	127	111	100	118	84	51	48	129
令和 元	561	452	339	229	154	130	109	97	56	53	40	46
2	698	390	346	188	160	144	106	98	56	56	48	30
3	640	442	356	232	175	119	95	90	57	57	32	20
4	642	320	340	191	160	123	93	99	88	58	31	18
5 (概数)	681	261	331	153	123	114	81	92	60	54	20	26

海面養殖業（統計表 1（6）、（7）参照）

令和 5 年の海面養殖業の収穫量は 84 万 9,000 t で、のり類、ほたてがい等が減少したことから、前年に比べて 6 万 2,800 t（6.9%）減少した。

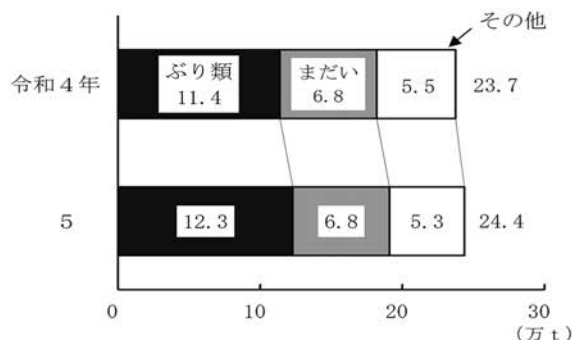
図 4 魚類養殖の魚種別収穫量

ア 魚類養殖

魚類養殖の収穫量は 24 万 3,600 t となり、前年に比べて 6,200 t（2.6%）増加した。

(ア) ぶり類の収穫量は 12 万 3,000 t で、高知県、鹿児島県等で増加したことから、前年に比べて 9,100 t（8.0%）増加した。

(イ) まだいの収穫量は 6 万 8,000 t で、愛媛県等で減少したことから、前年に比べて 100t（0.1%）減少した。



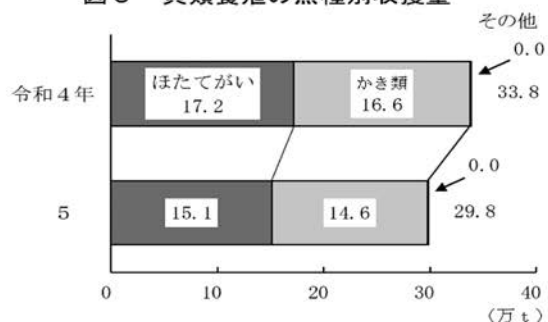
イ 貝類養殖

貝類養殖の収穫量は 29 万 8,000 t で、前年に比べて 4 万 100 t（11.9%）減少した。

(ア) かき類の収穫量は 14 万 6,300 t で、広島県、宮城県等で減少したことから、前年に比べて 1 万 9,300t（11.7%）減少した。

(イ) ほたてがいの収穫量は 15 万 1,300 t で、青森県、宮城県等で減少したことから、前年に比べて 2 万 800 t（12.1%）減少した。

図 5 貝類養殖の魚種別収穫量



注：このグラフで用いる「0.0」は、単位に満たないものを示す（例：0.04 t → 0.0 t）

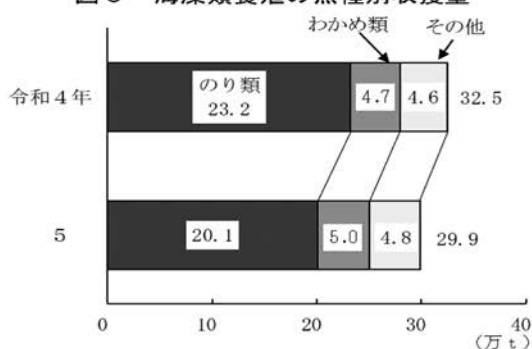
ウ 海藻類養殖

海藻類養殖の収穫量は 29 万 8,600 t で、前年に比べて 2 万 6,400 t（8.1%）減少した。

(ア) のり類の収穫量は 20 万 1,100 t で、佐賀県、福岡県等で減少したことから、前年に比べて 3 万 1,400t（13.5%）減少した。

(イ) わかめ類の収穫量は 4 万 9,600 t で、宮城県、北海道等で増加したことから、前年に比べて 2,700t（5.8%）増加した。

図 6 海藻類養殖の魚種別収穫量



◇ ◇ ◇

***2023年～2024年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書
(令和6年7月3日)**

高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査チーム、高病原性鳥インフルエンザ疫学調査検討会が開催され、「2023年～2024年シーズンにおける高病原性鳥インフルエンザの発生に係る疫学調査報告書」が取りまとめられました。本日、農林水産省のウェブサイトと同報告書が掲載されました。

＜掲載先＞https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/r5_hpai_kokunai.html#3

◇ ◇ ◇

***畜産統計**

(令和6年2月1日現在) (令和6年7月9日公表)

1. 乳用牛及び肉用牛

(1) 乳用牛

飼養戸数は1万1,900戸で、前年に比べ700戸(5.6%)減少しました。飼養頭数は131万3,000頭で、前年に比べ4万3,000頭(3.2%)減少しました。この結果、1戸当たり飼養頭数は110.3頭で、前年に比べ2.7頭(2.5%)増加しました。

(2) 肉用牛

飼養戸数は3万6,500戸で、前年に比べ2,100戸(5.4%)減少しました。飼養頭数は267万2,000頭で、前年に比べ1万5,000頭(0.6%)減少しました。この結果、1戸当たり飼養頭数は73.2頭で、前年に比べ3.6頭(5.2%)増加しました。

2. 豚、採卵鶏及びブロイラー

(1) 豚

飼養戸数は3,130戸で、前年に比べ240戸(7.1%)減少しました。飼養頭数は879万

8,000頭で、前年に比べ15万8,000頭(1.8%)減少しました。この結果、1戸当たり飼養頭数は2,810.9頭で、前年に比べ153.3頭(5.8%)増加しました。

(2) 採卵鶏

飼養戸数は1,640戸で、前年に比べ50戸(3.0%)減少しました。成鶏めす(6か月齢以上)の飼養羽数は1億2,972万9,000羽で、前年に比べ115万羽(0.9%)増加しました。この結果、1戸当たり成鶏めす飼養羽数は7万9,100羽で、前年に比べ3,000羽(3.9%)増加しました。

(3) ブロイラー

飼養戸数は2,050戸で、前年に比べ50戸(2.4%)減少しました。飼養羽数は1億4,485万9,000羽で、前年に比べ339万6,000羽(2.4%)増加しました。この結果、1戸当たり飼養羽数は7万700羽で、前年に比べ3,300羽(4.9%)増加した。

また、出荷戸数は2,100戸で、前年に比べ20戸(0.9%)減少しました。出荷羽数は7億3,192万9,000羽で、前年に比べ1,105万1,000羽(1.5%)増加しました。この結果、1戸当たり出荷羽数は34万8,500羽で、前年に比べ8,500羽(2.5%)増加しました。

(16・17頁 図表参照)



1 乳用牛の飼養戸数・頭数

年 次	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり	
			経産牛頭数	飼養頭数
	戸	千頭	千頭	頭
平成 27 年	17,700	1,371	870	77.5
28	17,000	1,345	871	79.1
29	16,400	1,323	852	80.7
30	15,700	1,328	847	84.6
31 (旧)	15,000	1,332	839	88.8
31 (新)	14,900	1,339	841	89.9
令和 2	14,400	1,352	839	93.9
3	13,800	1,356	849	98.3
4	13,300	1,371	862	103.1
5	12,600	1,356	837	107.6
6	11,900	1,313	826	110.3

資料：農林水産省統計部「畜産統計」（以下5まで同じ。）

注：1 平成27年から平成31年（旧）までは畜産統計調査に基づく統計結果である（以下2において同じ。）。

2 平成31年（新）は、令和2年以降と同様の集計方法により作成した参考値である（以下2において同じ。）。

2 肉用牛の飼養戸数・頭数

年 次	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり	
			肉用種頭数	飼養頭数
	戸	千頭	千頭	頭
平成 27 年	54,400	2,489	1,661	45.8
28	51,900	2,479	1,642	47.8
29	50,100	2,499	1,664	49.9
30	48,300	2,514	1,701	52.0
31 (旧)	46,300	2,503	1,734	54.1
31 (新)	45,600	2,527	1,751	55.4
令和 2	43,900	2,555	1,792	58.2
3	42,100	2,605	1,829	61.9
4	40,400	2,614	1,812	64.7
5	38,600	2,687	1,882	69.6
6	36,500	2,672	1,897	73.2

3 豚の飼養戸数・頭数

年 次	飼養戸数	飼養頭数	1戸当たり	
			肥育豚頭数	飼養頭数
	戸	千頭	千頭	頭
平成 27 年	...	...	...	nc
28	4,830	9,313	7,743	1,928.2
29	4,670	9,346	7,797	2,001.3
30	4,470	9,189	7,677	2,055.7
31	4,320	9,156	7,594	2,119.4
令和 2	...	...	...	nc
3	3,850	9,290	7,676	2,413.0
4	3,590	8,949	7,515	2,492.8
5	3,370	8,956	7,512	2,657.6
6	3,130	8,798	7,362	2,810.9

注：平成27年及び令和2年は農林業センサス実施年のため、調査を休止した（以下4及び5において同じ。）。

4 採卵鶏の飼養戸数・羽数

年 次	採卵鶏の飼養戸数	飼養羽数	1戸当たり	
			成鶏めす羽数	飼養羽数
	戸	千羽	千羽	千羽
平成 27 年	...	...	...	nc
28	2,440	173,349	134,569	55.2
29	2,350	176,366	136,101	57.9
30	2,200	181,950	139,036	63.2
31	2,120	182,368	141,792	66.9
令和 2	...	...	...	nc
3	1,880	180,918	140,697	74.8
4	1,810	180,096	137,291	75.9
5	1,690	169,810	128,579	76.1
6	1,640	168,599	129,729	79.1

注：1 成鶏めす飼養羽数が1,000羽以上の飼養者（ひなのみ及び種鶏のみで、それぞれ1,000羽以上飼養する者を含む。）を調査の対象とした。

2 採卵鶏の飼養戸数・羽数には、種鶏のみの飼養者を含まない。

3 1戸当たり成鶏めす飼養羽数の算出に用いる採卵鶏の飼養戸数には、成鶏めすを飼養していない者を含む。

5 ブロイラーの飼養戸数・羽数及び出荷戸数・羽数

年 次	飼養戸数	飼養羽数	1戸当たり飼養羽数	出荷戸数	出荷羽数	1戸当たり出荷羽数
	戸	千羽	千羽	戸	千羽	千羽
平成 27 年	...	...	nc	...	...	nc
28	2,360	134,395	56.9	2,360	667,438	282.8
29	2,310	134,923	58.4	2,320	677,713	292.1
30	2,260	138,776	61.4	2,270	689,280	303.6
31	2,250	138,228	61.4	2,260	695,335	307.7
令和 2	...	...	nc	...	...	nc
3	2,160	139,658	64.7	2,190	713,834	326.0
4	2,100	139,230	66.3	2,150	719,259	334.5
5	2,100	141,463	67.4	2,120	720,878	340.0
6	2,050	144,859	70.7	2,100	731,929	348.5

注：1 ブロイラーの年間出荷羽数が3,000羽以上の飼養者を調査の対象とした。

2 各年次の2月1日現在でブロイラーの飼養実態がない場合でも、過去1年間に3,000羽以上のブロイラーの出荷があれば出荷戸数・羽数を含む。

3 ブロイラーには、ふ化後3か月未満で肉用として出荷する鶏であれば、地鶏及び銘柄鶏も含む。

表3 乳用牛の成畜飼養頭数規模別飼養戸数・頭数（全国）

区 分	単位	計	成 畜 飼 養 頭 数 規 模									子畜のみ
			小計	1～19頭	20～29	30～49	50～79	80～99	100～199	200頭以上	300頭以上	
飼 養 戸 数												
実 数 令和 5 年	戸	12,600	12,300	2,460	1,420	2,860	2,600	871	1,430	675	350	303
6	〃	11,900	11,700	2,260	1,280	2,650	2,460	859	1,460	692	372	238
対前年比 6／5	%	94.4	95.1	91.9	90.1	92.7	94.6	98.6	102.1	102.5	106.3	78.5
構 成 比 令和 6 年	〃	100.0	98.3	19.0	10.8	22.3	20.7	7.2	12.3	5.8	3.1	2.0
飼 養 頭 数												
実 数 令和 5 年	千頭	1,356.0	1,337.0	62.2	54.1	166.6	246.7	117.9	285.8	403.3	289.0	19.1
6	〃	1,313.0	1,299.0	50.3	52.5	147.8	228.8	111.9	294.7	412.9	303.3	13.7
対前年比 6／5	%	96.8	97.2	80.9	97.0	88.7	92.7	94.9	103.1	102.4	104.9	71.7
構 成 比 令和 6 年	〃	100.0	98.9	3.8	4.0	11.3	17.4	8.5	22.4	31.4	23.1	1.0

注：1 成畜とは、満2歳以上の牛又は2歳未満のうち既に分べん経験のある牛をいう。
2 飼養頭数は、飼養者が飼養している全ての乳用牛（成畜及び子畜）の頭数である。

表4 肉用牛の飼養戸数・頭数（全国）

区 分	飼養戸数	飼 養 頭 数							1 戸当たり 飼養頭数
		計	肉用種	子取り用めす牛		肥育用牛	乳 用 種		
				小	計		ホルスタイン種他	交雑種	
実 数	戸	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	千頭	頭
令和 5 年	38,600	2,687.0	1,882.0	645.2	830.5	804.4	234.8	569.6	69.6
6	36,500	2,672.0	1,897.0	640.4	841.6	774.9	207.7	567.2	73.2
対 前 年 比 (%)									
6 / 5	94.6	99.4	100.8	99.3	101.3	96.3	88.5	99.6	105.2

☆事務局だより

○養殖衛生管理技術者養成選択（基礎）コース 研修

公益社団法人日本水産資源保護協会から研修案内があり、協会から受講者を1名申請したところ受講者として決定しました。

○協会のホームページの新規公開

協会は今年3月末にホームページを新規公開しました。

全国動物薬品器材協会

で検索

協会からのお知らせ、トピックス、安定供給に関する国内外での調査・報告書、動薬手帳などの出版物の紹介等を随時更新・新規に掲載しますので、ご確認ご活用下さい。

○新「会員名簿」のホームページ掲載

ブロック別の会員名簿として編集し、書式改

訂し、ホームページに掲載しました。（従来2年に一度作成していた名簿は作成せず、ホームページに最新情報を掲載することに替えます。会長の変更、会員の入退会、住所変更等について事務局にご報告下さい。随時、ホームページを変更掲載します。）

○研修動画の公開

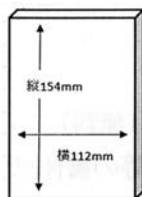
研修の見直し・強化の一環で、会員・賛助会員向けに、前年度の新規認定研修（直近では5年11月）の資料と動画を提供することとし、社員の教材、新人研修や、リクルート向け資料提供として、ホームページの「会員向け」のコーナーからご利用できます。パスワードを別途、会員・賛助会員にお知らせします。

○「動薬手帳2025」のお知らせ

12月初旬に発行予定の「動薬手帳2025」をご案内します。（次頁参照）

申し込みは8月1日から。

「動薬手帳2025年版」ご案内



手帳様式等：B6変形版 縦154mm 横112mm（従前どおり）

約470ページ（2024年版実績）

納入予定：令和6年12月上旬 配布冊数：3,000冊余（2023年版）

— 目次（2024年版から抜粋） —

I 法規編

- 1 動物医薬品等関係法規 法律、規則、省令等 2 家畜伝染病予防法 3 獣医師法

II 製剤編

- 1 一般薬製剤の部
(1) 牛用製剤 (2) 馬用製剤 (3) 豚用製剤 (4) 鶏用製剤 (5) 水産用製剤
(6) 養蜂用製剤 (7) 犬・猫用製剤 (8) 観賞魚用製剤 (9) 畜舎等
2 生物学的製剤の部
(1) 牛用ワクチン (2) 豚用ワクチン (3) 鶏用ワクチン (4) 馬用ワクチン
(5) 犬(猫)用ワクチン (6) 猫用ワクチン (7) 水産用ワクチン (8) 血清 (9) 診断薬
3 再生医療等製品の部
4 【製剤別索引】【販売元会社等の名称】

III 関係官庁等一覧

- 1 動物薬事関係官庁 2 家畜保健衛生所 3 動物医薬品関係団体 4 協会会員
5 賛助会員（メーカー等）

【本体健絡】 単価 1,080円（税込1,188円）

【送料】	注文冊数	会員・賛助会員	会員・賛助会員以外
	1～2冊の場合	300円（税込）	430円（税込）
	3～4冊の場合	300円（税込）	600円（税込）
	5冊以上の場合	送料無料	1,100円（税込）

注：郵便料金等の値上げを受けて改訂しました。

【購入申込】「申込書」に必要事項をご記入いただき、FAXにてお申込み下さい。

FAX 03-3834-5440

【申込締切】 令和6年8月末（これ以降の場合事務局にご一報ください）

【支払い方法】 発送時に請求書（納品書）を同封いたします。原則、申込書毎に振込をお願いします。
なお、複数の申込書分をまとめて振込される場合、入金確認のために、内訳を
事前にご連絡ください。

本会刊行図書案内

- ・動薬手帳(動薬ハンドブック)
—2024年版— B6変形判 467頁
関係法規、一般製剤、生物学的、製剤ほか
価格1,188円(本体価格1,080円+消費税)
- ・動物用医薬品等の流通秩序に関する販売業者
の行動規範 —平成27年6月改定版—
A6変型判 本体31頁 価格200円(消費税込)
- ・動物用医薬品等販売業者必携
—平成28年10月改訂版—
B6版 本体134頁 価格600円(消費税込)

図書名、冊数、金額、氏名、会社名(個人の場合は不要)、住所、電話番号をご記入の上、FAX又は郵送にて本協会まで。

なお、送料は原則本協会の負担です。

本会報の送付停止を希望される場合は、FAXでご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

委員長	相原夏実(理事長)
副委員長	塩田忠(専務理事)
委員	一柳吉孝(副理事長)
"	市野沢信成(副理事長)
"	辻真樹(副理事長)
"	松田怜士(常務理事)

全動薬協会報(隔月発行) No. 368

発行所 一般社団法人 全国動物薬品器材協会
東京都文京区湯島3-20-9
緬羊会館3F
TEL 03-5812-4177
FAX 03-3834-5440
E-mail jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田 忠

「全動薬協会報」への広告掲載の新規申込のお願い

当協会が隔月(奇数月、年6回)に刊行している「全動薬協会報」への広告主を募集しています。詳しくは、本協会事務局にお問い合わせください。

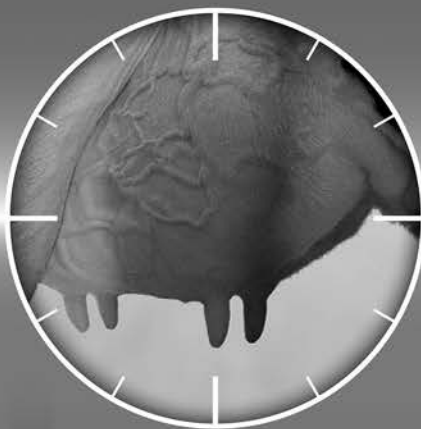
なお、広告掲載は毎号でなくても結構です。

発行部数は約800部で、主な配布先は、協会会員(正会員、賛助会員)のほか、官公庁(国・都道府県の動物薬事、衛生・獣医、家保、畜産関係部署)、関係団体(国・都道府県の動物薬事、衛生・獣医、畜産)。



Baytril.™

Elanco



10% Injection

組織における 濃度が決め手



キノロンは、濃度依存性の抗菌剤です。

ターゲットとなる細菌の増殖部位において、より高濃度に分布することで、その効果が期待できます。

大腸菌性乳房炎の治療において、静脈内投与後、有効成分は速やかに

且つ高濃度に乳汁中へ移行し、良好な臨床効果が得られます※。

キノロンを効果で選ぶなら、バイトリル™ 10%注射液。

動物用医薬品 指定医薬品 要指示医薬品 使用基準

バイトリル™ 10%注射液

フルオロキノロン系抗菌剤

※フルオロキノロン系抗菌剤は二次選択薬です。詳細は添付文書をご確認ください。

エランコジャパン株式会社

Elanco及び  : エランコ又はその関連会社の商標です。

PM-JP-23-0463-PC



Gazing at the future



ZENOAQ

動物の価値を高めること。
それが、私たちの使命です。



牛乳出荷前の使用禁止期間が無いから

搾乳中でも投与が可能



これからの畜産に向けて
飼養衛生管理に関する
さまざまな情報を発信！
畜産ナビへは
＜＜コチラ＞＞から

動物用医薬品 使用基準

エプリノメクチン・ドロップオン®「KS」

アベルメクチン系駆虫剤

気付かぬうちに牛体内に棲みつき、
じわじわと栄養を横取りしている内部寄生虫と
牛にストレスを与え続ける外部寄生虫。

定期的な投与で寄生虫の駆除による生産性の向上を。



※ドロップオンは登録商標です。

注意—使用基準の定めるところにより使用してください。

製造販売業者



共立製薬株式会社

東京都千代田区九段南 1-6-5

臨床型乳房炎の症状を軽減

>>コチラから>>
畜産ナビで乳房炎に
関する記事を読む！



劇 動物用医薬品 要指示 指定

スタートバック®

スタートバック®は黄色ブドウ球菌、大腸菌群、
コアグラセ陰性ブドウ球菌（CNS）による
臨床型乳房炎の症状を軽減するワクチンです！



50mL(25頭分)×1バイアル



2mL(1頭分)×20 バイアル

※スタートバックは登録商標です。

注意—獣医師等の処方箋・指示により使用してください。

製造元



LABORATORIOS HIPRA, S.A.
SPAIN

製造販売業者（輸入元）



共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

【お問い合わせ先】 TEL 03-3264-7559（共立製薬株式会社 学術）
<https://www.kyoritsuseiyaku.co.jp>

*ご使用に際しては、製品添付文書をお読みください。



こわい狂犬病から
ぼくを守ってね

毎年1回の狂犬病予防注射を忘れずに!



研究開発元 一般財団法人 松岡科学研究所

製造販売元 松研薬品工業株式会社

〒184-0003 東京都小金井市緑町5丁目19番21号

TEL: (042) 381-0075 FAX: (042) 381-0344

URL: <http://www.matsuken-yakuhin.com>

E-mail: daihyo@matsuken-yakuhin.com

■ 松研狂犬病 TC ワクチン

劇 要指示 指定

松研の動物用生物学的製剤

豚用ワクチン

- 豚熱生ウイルス乾燥予防液
(豚コレラ生ウイルス乾燥予防液)
- 松研豚丹毒生ワクチン
- ポーシリス APP-N
- ポーシリス ERY
- ポーシリス STREPSUIS
- ポーシリス Begonia DF・10
- ポーシリス Begonia DF・50

水産用ワクチン

- Mバック レンサ 注
- Mバックイニエ
- 松研Mバック IPレンサ

家畜用抗毒素

- 破傷風血清



一般財団法人 生物科学安全研究所

動物用医薬品・医療機器・再生医療等製品等の各種試験・検査受託

ISO17025 認定機関

- | | |
|---|--|
| ▶ 家畜の各種血液検査・病理検査、微生物検査（菌株同定・薬剤感受性検査等）・寄生虫及び原虫検査 | ▶ 家畜・家禽による残留試験
吸排分布試験、安全性試験
及び各種毒性試験 |
| ▶ 牛・豚感染症の検査
(BL、BVD-MD、PRRS、PED 等) | ▶ ワクチンの品質検査、有効性試験
安全・効果試験 |
| ▶ 犬猫の狂犬病抗体検査 | ▶ 臨床試験、市販後調査、薬剤耐性
菌調査 |
| ▶ 動物用医薬品等の承認申請支援
及びコンサルティング | ▶ 寄生虫、原虫に対する薬剤効果
試験 |

試験に関するご質問等は、ホームページのお問合せフォームからお気軽にご相談ください

〒252-0132 神奈川県相模原市緑区橋本台3-7-11

電話 042-762-2775 (代) / FAX 042-762-7979

URL <http://www.riasbt.or.jp/>

RIAS

検索



動物用医薬品 要指示 指定 使用基準

ジクラズリル製剤

ベコクサン[®]

2.5mg/ml 経口投与剤

牛コクシジウム症、発症防止も治療も
「ベコクサン」を



製造販売元（輸入）

MSDアニマルヘルス株式会社

東京都千代田区九段北 1-13-12 〒102-8667
TEL (03) 6272-1099 (代表)

 **MSD**
Animal Health

JP-VCN-230400002